

会議録詳細版
(公表は発言者名消去)

令和5年度第1回新潟県後期高齢者医療広域連合
情報公開・個人情報保護審査会会議録

日 時 令和6年2月5日(月)
開会：午後1時30分(閉会：午後2時30分)

会 場 新潟県自治会館本館4階 401会議室

出席委員 山崎光子
小林 諒
澤田克己
嶽岡方子
高橋直己

事務局 永井康生 (事務局長)
池田文明 (事務局次長)
寺山隆史 (業務課長)
岡 薫 (総務係長)
高橋良子 (企画係長)
松田道代 (医療給付係長)
流石直人 (資格保険料係長)
小林妙子 (総務係主任)
中村栞理 (総務係主事)

- 日 程
- 1 開 会
 - 2 あいさつ
 - 3 委員紹介
 - 4 事務局職員紹介
 - 5 会長の選出について
 - 6 会長職務代理者の指名について
 - 7 議 題
 - (1) 報告事項
 - ・令和4年度情報公開等の運用状況について
 - 8 その他
 - ・新潟県後期高齢者医療広域連合の概況について
 - 9 閉 会

審議会内容

1 開会

○池田次長

それでは、定刻より若干早うございますけれども、皆様お揃いになりましたので、これより令和5年度第1回 情報公開・個人情報保護審査会を開会させていただきます。

本日は、お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の進行を担当させていただきます事務局次長の池田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

審査会に入る前に、令和5年12月に委員の皆様の改選がございましたので、委嘱状の交付をさせていただきたいと思っております。お一人ずつお名前をお呼びしますので、名前を呼ばれましたら、ホワイトボードの方へ御移動いただきまして、事務局長より委嘱状をお受け取りさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○○委員。よろしく願いいたします。

(局長より○○委員に委嘱状を交付)

続きまして、○○委員、お願いいたします。

(局長より○○委員に委嘱状を交付)

続きまして、○○委員、お願いいたします。

(局長より○○委員に委嘱状を交付)

続きまして、○○委員、お願いいたします。

(局長より○○委員に委嘱状を交付)

続きまして、○○委員、お願いいたします。

(局長より○○委員に委嘱状を交付)

委嘱状の交付式は以上をもって終了いたします。任期は令和7年11月30日までの2年間でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

2 あいさつ

○池田次長

それでは、次第の2「あいさつ」に移らせていただきます。事務局長の永井より挨拶を申し上げます。

○永井局長

改めまして、皆様こんにちは。只今紹介がありました新潟県後期高齢者医療広域連合事務局長の永井です。開催に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。本日は、御多忙の中、また雪がちらほら降る中、お集まりいただき大変ありがとうございます。

今年度は、委員の皆様の改選期に当たり、本日は新たなメンバーによる初の審査会となります。今回新たに委員をお引き受けいただいた〇〇様をはじめ、引き続き委員をお願いしました皆様におかれましても、審査会を通して、連合の公正な運営に御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。新たな委員をお迎えしての初めての審査会となりますので、私から一言、簡単にお話させていただきたいと思っております。

連合発足から15年程になりますが、加入被保険者数は当初との比較で、令和5年4月で約1.2倍の38万5,000人、医療給付費は約1.5倍の2,600億円と、結構な右肩上がりとなっております。団塊の世代の方々を今年度で後期高齢者に迎えあげるとはいえ、今後もこの状況はしばらく続いていくものと推測されます。

このような中で、私ども広域連合が後期高齢者医療制度の安定的な運営に取り組むことは当然であります。被保険者の皆様ができるだけ健康を害さず、長生きしていただくことが重要であると考えています。

そこで、令和2年度から国をあげて「高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施」事業がスタートし取り組んでおります。本県ではいよいよこの4月から全30市町村で実施できることになりました。

人生100年時代を見据えつつ、高齢者の皆様ができる限り、健やかに長く過ごしていただくため、市町村と連携しながら、保険者として効果的な保健事業の実施に取り組んでまいります。

また、令和6年は、後期高齢者医療制度にとって大きな改革が行われる1年になります。昨年末に、マイナンバー法等改正法の施行日が正式に決定し、本年12月2日をもって、これまでの紙の保険証の発行は終了することとなりました。それ以降は、基本的にはマイナ保険証の利用をお願いすることとなります。多くの個人情報に紐づく大切なカードとなりますので、これまで以上に、被保険者情報の取扱いに細心の注意を払いながら、対応してまいりたいと思っております。

さて、本日当審査会では、会長及び会長職務代理者の選出、令和4年度の情報公開等の運用状況などについて御報告させていただきます。忌憚のない御意見と、活発な御議論をお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

3 委員紹介

○池田次長

続きまして、次第の3「委員紹介」に移らせていただきます。委員改選後、初めての審査会開催となりますので、私の方から委員の皆様を御紹介させていただきますので、お一人ずつ、一言御挨拶をいただければと存じます。よろしく願いいたします。

(委員の紹介)

(委員あいさつ)

委員の皆様、大変ありがとうございました。どうぞよろしく願いいたします。

4 事務局職員の紹介

○池田次長

続きまして、次第の4「事務局職員紹介」に移らせていただきます。事務局職員も今年度若干入れ替わっておりますので、皆様方に御紹介をさせていただきます。

(名簿順にあいさつ)

事務局職員の紹介については、以上でございます。

それでは、議事に入ります前に、本日配付させていただきました資料の確認をさせていただきます。

本日の次第、委員名簿、会場図、資料No.1、資料No.2 を机上配付させていただいております。資料の不足等ございませんでしょうか。

(申出なし)

5 会長の選出

○池田次長

続きまして、次第の5「会長の選出」に移らせていただきます。当審査会の会長につきましては、審査会条例第6条第1項の規定により、委員の互選により定めるとされております。互選について、皆様から御意見等ございますでしょうか。

特になければ、事務局の案を提示させていただきたいと思っておりますけどよろしいでしょうか。

(意見等なし)

事務局といたしましては、この審査会に長らく関わっていただいております。これまで会長をお願いしてきました〇〇委員に引き続きお願いしてはどうかと考えております。委員の皆様

の御賛同をいただけるようでしたらそのようをお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

それでは、全員一致ということで、〇〇委員に会長をお願いしたいと思います。〇〇委員よろしいでしょうか。

(〇〇委員 了解)

ありがとうございます。それでは、〇〇委員は会長席に御移動をお願いいたします。

(〇〇委員 会長席へ移動)

それではここからの進行につきましては、〇〇会長をお願いいたします。会長、よろしくをお願いいたします。

○会長

〇〇でございます。引き続き、会長職を務めさせていただくことになりました。皆様の御協力のもと、本審査会の適切な運営に努めたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

6 会長職務代理者の指名

○会長

それでは、ここからは私の方で議事を進めさせていただきます。次第の5「会長職務代理者の指名」に移ります。会長の職務を代理する委員については、審査会条例第6条第3項の規定により、会長が指名することになっております。会長職務代理者には、引き続き〇〇委員をお願いしたいと思います。〇〇委員、よろしいでしょうか。

(〇〇委員 了承)

会長の職務を代理する委員は、〇〇委員に決定いたしました。よろしくをお願いいたします。

7 議題

それでは、次第の7「議題」に移ります。

(1) 報告事項「令和4年度情報公開等の運用状況について」を事務局より説明をお願いします。

○中村主事

総務課総務係の中村と申します。私の方から、資料No.1「令和4年度情報公開等の運用状況について」御報告させていただきます。恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

令和4年度情報公開等の運用状況について、情報公開条例・個人情報保護条例に基づき公表しておりますが、その内容について御報告させていただきます。なお、令和5年4月より個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、当広域連合の情報公開条例等も改正しておりますが、本日は令和4年度の報告となりますので、旧条例に沿って報告させていただきます。それでは、資料No.1を御覧ください。

1「情報公開の実施状況」についてですが、行政文書について請求実績はございませんでした。

続きまして、2「個人情報保護制度の運用状況」についてです。

(1)個人情報の開示、訂正及び利用停止等の請求について、1件の開示請求がありました。その内容につきましては(2)に記載のとおり、レセプト情報222件でした。

続きまして、裏面を御覧ください。(3)個人情報の目的外利用、第三者提供の実施状況についてです。法令等の定めに基づくものが32件でありました。表の下に内訳を記載してあります。

まず、捜査関係機関より刑事訴訟法に基づき、提供の要請があったものが23件、新潟地方裁判所より民事訴訟法に基づき、提供の要請があったものが1件、新潟県弁護士会より弁護士法に基づき、提供の要請があったものが1件、見附市より住民基本台帳法に基づき、提供の要請があったものが1件、そのほか、長岡市、弥彦村、十日町市、村上市、南魚沼市へ保健事業と介護予防の一体的実施のために情報提供したものが6件でありました。

次に、本人の同意に基づく情報提供については23件でした。環境再生保全機構からの石綿健康被害救済給付事業の調査が2件、労働基準監督署からの労災認定に係る調査が9件、埼玉県鶴ヶ島市と深谷市からの重度心身障害者医療費助成事業の調査がそれぞれ8件と4件でありました。

最後に、事前に当審査会の答申を得て対応している情報提供は6件でした。三条市へ敬老祝金品贈呈事業の対象者把握のための情報提供のほか、糸魚川市、見附市、加茂市、十日町市へ統計・分析や保健指導のために情報提供しました。以上で、報告を終わります。

○会長

御説明ありがとうございました。ただいま説明がありました内容につきまして、御意見、御質疑をいただきます。御質問等ございませんでしょうか。

私から1点。(3)個人情報の目的外利用、第三者提供の内訳を見ると、突出して多いのが「捜査関係機関」です。具体的な中身を答えることはできないと思いますが、こういった関係のものが多いのでしょうか。

○松田係長

捜査関係機関からの照会につきましては、全て県内の警察署からの照会になります。捜査のために必要な情報提供依頼ということで照会がきておりますが、内容の詳細については記載されておらず、「捜査のために」ということで伏せられて照会されております。

○会長

推測でしかありませんが、後期高齢者医療保険で捜査関係だと被害者の方かなと思います。

○永井事務局長

推測の域を出ないですが、例えば、後期高齢者ですので、認知症の方でどこかに出かけられて、ということとか、そういった方がお一人で事故に遭われて亡くなられた方の身元を調べるために、といったことがあるのかなと私どもの中では推測しています。

○会長

分かりました。ありがとうございます。ほかによろしいでしょうか。以上で「報告事項」を終了します。

8 その他

○会長

それでは、次第の8「その他」に入ります。事務局より説明をお願いいたします。

○池田次長

それでは、私から当広域連合の概況説明をさせていただきます。お配りしました資料No.2 広域連合の概況説明資料を御覧ください。再任された委員の皆様は、以前に同様の説明をお聞きになられているかもしれませんが、新任の〇〇委員もいらっしゃいますので、この機会に改めて、私ども広域連合の組織や業務内容について、御説明させていただきたいと思えます。よろしくをお願いいたします。

表紙を1枚おめくりいただきまして、右側1ページを御覧ください。「1 広域連合の概要」です。(1) 新潟県後期高齢者医療広域連合は、平成18年度に設立準備の組織を立ち上げまして、翌年、平成19年3月1日に正式に設立いたしました、特別地方公共団体であります。

(2) 所在地は、この部屋の一つ下になりますが、新潟県自治会館本館3階に事務所を賃借しております。

(3) 構成市町村は、県内 全30市町村により組織されております。

(4) 執行機関としましては、広域連合長が組織のトップでありまして、市町村でいうところの市町村長と同じ位置づけであります。現在は、長岡市長の磯田達伸が広域連合長を務めております。副広域連合長には、前出雲崎町長の小林則幸がその職に就いておりましたが、先週2月3日の任期満了をもちまして、町長を退任されましたので、現在、副広域連合長は欠員となっております。連合長の選出方法は、県内30市町村長による選挙で選ばれており、

副連合長は連合長の指名に基づき、当広域連合議会の同意を得て選任されております。連合長・副連合長の任期は、それぞれの市町村における首長としての任期までとなっております。そのほかの執行機関としては、連合長選挙を執行するために、選挙管理委員会を設けております。選挙管理委員4人と、欠員が生じた場合に備えて補充員4人が選任されています。当広域連合の監査委員は、2人でありまして、識見の代表監査委員1人と広域連合議会選出の監査委員1人となっております。現在の識見委員は、県庁OBで税理士の方が、議会選出の監査委員は、糸魚川市の議員が選出されています。その下、事務局ですが、職員数は事務局長以下、27人でございます。県内に20ある市役所から25人を派遣していただいているほか、業務と密接な関連があります新潟県国民健康保険団体連合会から2人を派遣していただいております。平成30年度までは、聖籠町からも職員を派遣していただいておりますが、現在は町村からの職員派遣はございません。職員の派遣期間は原則2年となっておりますが、それでは円滑な組織運営が立ち行きませんので、一部の職員については、派遣元の市との協議により、若干ですが、派遣期間の延長に御協力いただいているという状況でございます。

(5) 議会の状況です。当広域連合議会の議員定数は30人です。広域連合の議員は、県内各市町村議会の議員の中から1人ずつ選出されておまして、広域連合議員としての任期は、各市町村議会における議員としての任期までです。当広域連合では、他の一部事務組合のように構成市町村の首長が議員になる仕組みは採用しておりません。広域連合議会の定例会は年2回、2月と8月に開催しています。

次の(6) 処理する事務は、広域連合規約第4条で規定しております。記載の「1 被保険者の資格の管理に関する事務」、「2 医療給付に関する事務」、「3 保険料の賦課に関する事務」、「4 保健事業に関する事務」、「5 その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務」の5つがございます。なお、市町村が処理する事務を参考に記載してございますが、こちらも広域連合規約の別表第1で定められており、基本的には住民の方にとって身近な「窓口業務」や「保険料の徴収事務」などを市町村で行っていただいております。

次の(7) 経費支弁方法は、広域連合規約第17条で定められております。基本的には他県の広域連合と同様であります。一つ目の構成市町村の負担金のうち、当広域連合の事務費などに充当する共通経費負担金としては、カッコ内に記載の均等割で10%、高齢者の人口割で40%、全人口割で50%と、広域連合規約に基づく負担割合により、各構成市町村から負担をしていただいております。

続いて2ページ・3ページを併せて御覧ください。2ページは「2 事務分掌表」、3ページは「3 組織図、人員配置状況」です。当広域連合には、2課 計4係がございますが、2ページ事務分掌表の下段に記載の会計課会計係につきましても、総務課総務係が兼務をしています。始めに、総務課です。課長は事務局次長が兼務しております。係は、総務係と企画係がございます。総務係は係長を含めて5名、所掌する事務は、広域連合議会に関すること、事務局の総務・庶務・人事・電算システム・財政・広報などに関する業務のほか、選挙管理委員会事務局を担当しております。本日お集まりいただいております本審査会の事務局も総務係の担当でございます。次の企画係は係長を含めて5名、業務内容は、広域計画の

立案・推進に関すること、保健事業や健康づくりの推進に関する業務を主に所掌しています。また、監査委員事務局も兼務しております。続いて、業務課です。専任の課長が1名おられて、係は、医療給付係と資格保険料係がございます。一つ目の医療給付係は、係長を含めて7名、業務内容は、診療報酬の審査支払、医療費等の現金・現物給付、レセプト点検、交通事故などの第三者行為等求償事務に関する業務などを担当しております。次の資格保険料係は、係長を含めて7名、業務内容は、被保険者の資格の管理、保険料の賦課・決定などを担当しております。その下、会計課は事務局次長が課長を兼務しております。会計係は係長を含めて5名、業務内容は、広域連合の収入・支出の審査、公金の管理及び決算の調整に関することなどを担当しております。右側3ページは、今ほど1ページ、2ページで御説明した内容を、図に表したものであります。中ほどの点線で囲んでいる部分が、事務局の基本的な部分になります。その下に会計管理者1名と記載がありますが、事務局の派遣職員とは別に、新潟市の会計課長から兼務をしていただく形で、会計事務の統括的な役割を担っていただいております。そのほかについては、記載のとおりでございます。

続きまして、4ページを御覧ください。「4 予算・決算の状況」です。4ページ～7ページにかけては、令和3年度、令和4年度の状況を記載しております。時間の関係もございまして、6ページ～7ページに記載してございます、直近の令和4年度の決算状況について御説明させていただきます。始めに6ページを御覧ください。一般会計の歳入・歳出状況です。決算概要は、歳入決算額10億9,486万3,798円、歳出決算額は10億5,585万8,009円、歳入から歳出を差し引いた3,900万5,789円については、翌令和5年度へ繰り越し、市町村からの共通経費負担金の精算や国庫補助金等の返還金の財源としています。

次に、右側7ページを御覧ください。後期高齢者医療特別会計の歳入・歳出状況です。「決算概要」は、歳入決算額2,797億4,130万9,681円、歳出決算額2,767億2,541万4,370円、歳入から歳出を差し引いた30億1,589万5,311円は、翌令和5年度へ繰り越し、令和4年度分の療養給付費等の精算に伴う、市町村・国・県及び支払基金への返還金の財源として充当したほか、残額を医療財政調整基金に積み立てています。

続きまして、8ページ～9ページを御覧ください。「5 国庫支出金交付決定及び広域連合収入額の一覧」です。記載のとおりでございますが、国の交付決定額に基づき、同額を年度内に受け入れております。

続きまして、10ページから11ページを御覧ください。「6 後期高齢者医療の運営状況」を記載しております。「(1) 被保険者数の推移」です。後期高齢者医療制度が開始された平成20年度からの数値を載せておりますが、令和3年度の被保険者数は平均で、37万911人、令和4年度は37万9,548人でありました。現在、令和6・7年度の保険料率改定に向けた準備を進めているところでございますが、令和5年度以降の記載の数字は、次期保険料率の試算に基づく推計値であります。令和4・5・6年度で、いわゆる団塊の世代の方々が75歳年齢に到達しますので、その後も新潟広域では被保険者数が増加するものと見込んでおります。「(2) は、医療給付費の推移」、「(3) は、1人当たりの医療給付費の推移」を記載しております。いずれも令和2年度に落ち込んでおりますが、これは全国の状況と同じ

く、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う受診控えの影響と考えています。「(4)は、令和5年度の新潟広域における保険料賦課状況」であります。均等割額は4万400円で、全国順位は47位、所得割率は7.84%で全国46位となっております。資料13ページを御覧ください。全国との保険料の比較を記載してございます。このように新潟県の保険料は、全国と比較して極めて低い水準にあります。資料16ページをお開きいただきますと、厚生労働省が発表した最新、令和4年度の全国1人当たりの医療費のデータをお付けしてございます。新潟県の保険料を低い水準で設定できていますのは、資料16ページを御覧のように、新潟県の「1人当たりの医療費」が全国一低い水準にあることに起因するものとなっております。資料11ページにお戻りいただきまして、「(5)は、窓口負担割合別の被保険者数」、「(6)は、保健事業の実施状況」、「(7)は、保険料の収納状況」について、記載してございます。令和4年10月から窓口負担割合の2割負担が導入されましたが、昨年4月1日現在では、1割負担の方が79.9%、2割負担の方が15.8%、3割負担の方は、全体の4.2%という状況であります。

12ページ以降は、関連資料として、新潟県の年齢別人口ピラミッドのほか、厚労省公表の全国広域連合における保険料率の順位などのわかる資料を添付しています。

駆け足となってしまいましたが、当広域連合の組織の特徴や決算状況など概況について、御説明させていただきました。

○会長

どうもありがとうございました。ただいま説明がありました内容につきまして、御質問等ございませんでしょうか。

○委員

1人当たりの医療費が全国一低いということでしたが、その要因は何になるのでしょうか。

○池田次長

いろいろな方から同様の御質問を受けているところですが、厚労省でも明確な分析はできておりませんし、私どもも一度は分析してみようということで、外注に出して分析していただくと思ったのですが、結論として断定的なことが言えるという部分での結論には至らなかったというところでもあります。いろいろな要因が考えられますけど、皆様新聞等で目にされたことがあるかと思いますが、新潟県は医師が少ないですとか、医療資源が都市部に集まっているとか、そういったところが1つの原因としてあるのではないかなと考えているところでもあります。ただ、後期高齢者医療の1人当たりの医療給付費だけが低いのかということもそうでもなく、国保の方は全国一低いわけではないのですが、協会けんぽでも新潟県が全国一低いということで、年代的に後期高齢者だけが医療費が低く収まっているということでもなく、やはり県全体の動きの中で、そういった状況が生まれているのではないかなというところでもあります。〇〇委員の御質問に明確にお答えすることができなくて大変申し訳ないのですが、そういった状況になっております。

○委員

喜んでいいのか、悲しんでいいのか。

○池田次長

そうですね、私どもも保健事業をやっておりますので、そういった形でお年寄りの方々が健康だから医療に関わらなくていいということであれば、それはいい方向性なんだろうと思っております。国の方から医療の適正化と言われておりますが、それよりも前に、皆様が健康で暮らせるような形でお役に立てるような業務を進めてまいりたいと考えているところであります。

○会長

どうもありがとうございました。みなさん健康で医者にかかる必要がないということであれば大変結構なことだと思います。

ほかに御質問等いかがでしょうか。せっかくの機会でございますので、前回の会議から間が空いていますし、新任の方もいらっしゃいますし、本日の会議の議題以外のことでも結構ですので、委員の皆様方から御意見、御質問がありましたらお願いします。

(御意見・御質問なし)

よろしいですかね。無いようですので、以上で、予定されておりました議題は、全て終了いたしました。

皆様、御協力を誠にありがとうございました。それでは、進行を事務局にお返しします。

9 閉会

○池田次長

ありがとうございました。会長には、スムーズな進行をしていただき、大変感謝いたしております。他の委員の皆様におかれましても、会議にお集りいただきましてありがとうございました。

以上をもちまして、第1回新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会審査会を終了いたします。

当面、皆様方に諮問させていただく案件はないと思いますが、状況によってお集りいただくことになりましたら、その際は御案内させていただきます。

本日は、お忙しい中、御出席賜りまして誠にありがとうございました。今後ともどうぞよろしく願いいたします。